

平成30(2018)年度

学部

東洋大学 自己点検・評価(学科フォーム)

部門名 : 法学部 第1部法律学科

(1)理念・目的

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期	
1)大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部の目的を適切に設定しているか。	○学部、学科又は課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と学部・学科の目的の関連性	※1 学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・「法学部規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を、学部規程に適切に定めている。	※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないことと、第3期認証評価の評価項目を踏まえ、点検評価項目の見直しを図ったが、この項目における影響はないと判断し、毎年の自己点検・評価は実施しないこととする。(平成29年9月14日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。			
		2 学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。						
		3 学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。						
		4 学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。						
2)大学の理念・目的及び学部の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	○学部、学科又は課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部の目的等の周知及び公表	5 教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・履修要覧 ・ホームページ	各学部・学科において、「教育研究上の目的」を、「履修要覧」及びホームページにて公表している。				
		6 学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。						
		7 受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。						
3)大学の理念・目的、各学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定	8 大学の理念・目的を踏まえ、各学部における目的等を実現していくため、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	・法学部法律学科 中長期計画 ・中長期計画フィードバックコメント ・その他()	平成29年度より全学的な方針の下、各学部の中長期計画を策定し、平成35年度までの到達目標とその計画を明確に定めている。また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、理念目的の実現に向けた教育プログラムの企画と実行を進めている。				
		9 各学部の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。	・法学部法律学科 中長期計画 ・法学部予算委員会資料 ・法学部教授会議事録	教授会において承認された中期計画・中期目標の方針に従い、法学部内委員会において予算化を行う際に毎年度、適切性を検証している。7月に教授会で全学の方針に基づき、学部の基本方針を審議した後、執行部会が各種委員会に検証を指示している。		A		
4)大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか	○教育組織としての適切な検証体制の構築	10 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・カリキュラム検討委員会 ・入試制度委員会 ・法学部教授会議事録	アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについては、執行部が中心となり、アドミッションポリシーは入試制度委員会で、カリキュラムポリシーおよびディプロマポリシーについてはカリキュラム検討委員会においてまず検証を行っている。教授会では関連する議案の審議において検証している。		A		
		11 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	・法学部教授会議事録	平成27年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の2「教授会は、当該学部の運営に関する次の事項を審議する」事項として「教育研究上の目的に関する事項」が定められており、法学部ではカリキュラム改訂の際に、教育研究上の目的の検証も行っている。また、毎年の自己点検・評価を行う際にも検証を実施している。		A		

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方針	改善時期
1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表	12 教育目標を明示しているか。	・「法学部規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を学部規程に適切に定めている。	※1と同様		
		13 ディプロマ・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。			
		14 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	法的思考能力の涵養等を教育目標にしており、それを具体化、敷衍した内容をディプロマポリシーに定めており、整合していることが認められる。	A		
		15 ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	ディプロマ・ポリシーには、「法的知識の修得という点では、公法、私法のいずれに偏ることなく全体を幅広くカバーし、自らの希望する進路に応じ、いわゆる基本六法、そして必要とされる法的関連科目に関する専門知識を修得した学生を輩出します。社会における多様な法的な紛争に対してその問題点を的確に把握し、法に基づいて公平で正義にかなった解決を提示できる能力を修得した人材を輩出します。グローバル化社会への対応という点では、各国で法制度は異なれども、すべての根底にある法の支配の観念に基づき、国際社会において自らコミュニケーションを図り、法律問題に対処できる能力を修得した学生を輩出します。また、社会の一員として自律性や協調性を大事にしつつ、豊かな法的素養を活かして世の中に貢献できる人材を輩出します。」と具体的に明示している。かつ、ホームページで公開している。	A		
2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等	16 カリキュラム・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ		※1と同様		
		17 カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系的性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	カリキュラムポリシーには、「法知識を身につけ、実社会・実務に役立つ法解釈・運用能力を身につけること、またグローバル化社会で活躍する人材の養成について謳っている。そのために必要な法律系科目の配置、外国語コミュニケーション科目の配置、外国の法制度を理解する科目、政治状況を理解する科目を配置することを明記している。その上で、カリキュラム上の教育課程の体系的性や教育内容、科目区分、授業形態、必修・選択必修・選択の別、単位数の設定の基となる、教育課程に対する編成方針、実施方針が具体的に明示している。		A	
		18 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	ディプロマ・ポリシーについては、基本六法および法的関連科目を修得すること、グローバル社会での対応という観点からは、根底にある法の支配の観念に基づき、国際社会において自らコミュニケーションを図り、法律問題に対処できる能力を修得した人材を輩出するとあり、教育目標およびカリキュラム・ポリシーと整合していることが認められる。	A		
3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各学部において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系的性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定(＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、基盤教育と専門教育の適切な配置等)	19 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ ・授業時間割表	法律学科では、1年次に「法学入門」、「法学基礎演習」を配置し、これらの科目を通じて法を学ぶための基礎的スキルを身につけるとともに、誰もが初めて経験するであろう法学の世界へスムーズに導く。1年次に「憲法」、「民法」、「刑法」等の基幹科目を中心に必修科目として配置し、六法を中心とした法律系科目を初歩から学ぶとともに、関連周辺領域の科目を多数設置することで、幅広い分野の知識を身につけることができるようバランス良く配置している。必修科目、選択必修など、教育上主要と認められる科目をすべて開講している。法学部では、カリキュラム・マップや科目ナンバリングを確認し、授業科目の順次性・体系的性や、教養教育と専門科目の位置づけが明確になるように工夫している。	A		
		20 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。					
		21 授業科目の位置づけ(必修、選択等)に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。					
		22 専門教育への導入に関する配慮(初年次教育、導入教育の実施等)を行っているか。	・履修要覧	1年次、必修科目として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、初年次教育、導入期教育を適切に行っている。2年次から履修できる「教養演習」は語学、健康科学といった基盤教育分野を、3年次から履修できる「専門演習」は法学・政治学といった専門科目をゼミナール形式で学習するといった位置づけになっている。カリキュラムポリシーには、講義科目と演習科目により思考力の訓練を行うとあり、学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる。	A		
		23 基盤教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。卒業、履修の要件は適切にバランスよく設定されているか。					
		24 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。					
		25 学科の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために、キャリア教育等必要な教育を正課内に適切に配置しているか。また必要な正課外教育が適切に施されているか。				・履修要覧	キャリア関連科目として「キャリアプランニング」、「キャリアデザイン」、「インターンシップ」等の科目を配置している。公務員を希望する学生が多い法律学科では、「公務員基礎法」、「公共政策と法」といった公務員受験を意識した法的思考力の涵養をサポートしている。法学部では、法的思考力の客観的測定の機会を学生に与えるため「法学検定試験」の団体試験会場・関連科目開講を設定している。
26 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。							
27 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。	・履修要覧 ・ホームページ ・卒業判定教授会議事録 ・教授会資料	「インターンシップ」への参加、学部主催の就職内定者による面接相談会の実施、就職キャリア支援部が実施する各種セミナーへの参加促進等を行っている。就職キャリア支援部が実施するイベントは教授会等で教員に周知している。イベント情報は、ガルーンにアップロードし、教員がいつでもアクセス可能であり、情報共有している。	A				

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期	
4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	○各学部において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等) ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ＜学士課程＞ ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・適切な履修指導の実施	28	単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学生等も含む)。	・履修要覧	全学部・学科において、1年間の履修登録科目の上限を、50単位未満に設定し、学部規程に規定している(卒業要件外の科目を除く)。	※1と同様		
		29	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料、点検結果報告書 ・「授業評価アンケート」資料	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。			
		30	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。					
		31	学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、施設・設備の利用など)を行っているか。	・授業時間割表 ・各年度科目担当者一覧表	法学部では、学習指導室、共同研究室を配置し、学生が主体的学習ができるように配慮をしている。また、必修科目では、履修者が150名前後になるように複数コースを設定している。演習(セミナー)においても適切な履修者数になっている。	A		
		32	履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学習に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。	・ToyoNet-G Webシステム ・新生オリエンテーションスケジュール	・新生には、オリエンテーション期間、授業開始後5月の昼休み時間に専任教員が履修指導を行っている。各教員のオフィスアワーについては教員プロフィールにも明記し、Webで確認することが出来る。学生が相談を受けやすい環境を整えている。	A		
		33	学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。	・全学FD講演会 ・法学部FD学習会	法学部としてはFD学習会、法学基礎演習担当者会議等により学生が主体的に学習を行う取り組みを行っているが、学科レベルでは行っておらず、専任教員の実施レベルに止まっている。	B	平成30年度「法学基礎演習」でルーブリックの活用を実施した。実施後、FD学習会を開催し、学科全体への浸透を図った。平成31年度は法学基礎演習を対象にルーブリックを本格導入する。	特定の科目で、平成31年度実施。
		34	カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。	・ToyoNet-Ace				
5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与	35	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。		シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。	※1と同様		
		36	海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学生を除く)。	・東洋大学学則	学則において60単位まで認定できることを定めており、各学部教授会で審議の上で単位認定を行っている。			
		37	成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。	・シラバス ・ToyoNet-G科目別成績分布	シラバスに学修到達目標を明示し、シラバス点検を行い、その適切性を担保している。「法学入門」、「法学基礎演習」では担当者間で会議を行い情報の共有を行っているが、ルーブリックの活用や成績状況の把握については教員個人のレベルに留まっている。	B	「法学基礎演習」は7コース開講されており、各コースで成績評価に差が出ないように法学基礎演習担当者会議を開催している。平成31年度にはルーブリックを本格導入する。	特定の科目で、平成31年度実施。
		38	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知うる状態にしているか。	・履修要覧	卒業要件は、学部規程に規定し、履修要覧にて全学生に明示している。また、新生には履修ガイダンスと併せて、履修指導を行っており、卒業要件については十分に説明している。		※1と同様	
		39	ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・履修要覧 ・ホームページ ・卒業判定教授会議事録	ディプロマ・ポリシーの内容と対応について、基盤教育科目(28単位)および専門科目(72単位)、加えて学生の将来の進路に応じた単位の取得により、外国語コミュニケーション科目を修得し、幅広い教養を持ちかつ法的思考能力を兼ね備えた人材の育成に適切に合致している。平成27年4月1日に改正された教授会規程第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。学位の授与については「履修要覧」に卒業に必要な単位数124単位を掲載し、明示している。法学部では毎年3月、9月に卒業判定教授会を開催し、学生の卒業および学位授与の可否について審議し、決定している。	A		
		40	学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。					

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
6)学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 ○学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取	41 学科として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・履修要覧 ・ホームページ ・卒業判定教授会議事録	ディプロマ・ポリシーの内容と対応について、基盤教育科目(28単位)および専門科目(72単位)、加えて学生の将来の進路に応じた単位の取得により、外国語コミュニケーション科目を修得し、幅広い教養を持ち、かつ法的思考能力を兼ね備えた人材の育成に適切に合致している。 平成27年4月1日に改正された教授会規程第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。 学位の授与については「履修要覧」に卒業に必要な単位数124単位を掲載し、明示している。法学部では毎年3月、9月に卒業判定教授会を開催し、学生の卒業および学位授与の可否について審議し、決定している。 ディプロマポリシーについて高度化する作業をおこない、学習評価指標としても活用できるように学部内で検証作業を行っている。	B		
		42 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。					
7)教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	43 カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。	・卒業生アンケート ・法学検定試験結果	法学部では、 カリキュラム検討委員会 が主体となって、学生の学修成果の測定のために、法律に関しては法学検定試験、語学に関してはTOEIC、学業全体に関しては成績優秀者や資格取得・検定合格者の学部長表彰を活用している。さらに2013年からはGPA制度を導入し、学習成果の評価指標として経年的な測定に用いる見直しである。 法学検定試験とTOEICに関しては、受験料を補助することで学生の受験促進をはかっている。なお、法学検定の結果はゼミ教員に通知されて指導を受ける形となっており、またTOEICの結果は英語科目の成績に反映したり次年度の英語科目のコース分けに用いたりして、学生の勉学意欲を高める工夫をしている。こうした努力の結果、こうした努力の結果、2018年度学生現役3級合格ランキング(学生3級合格者の所属する学校上位ランキング)で、東洋大学が「全国第1位」となった。4回連続で1位という実績をあげることができている。 卒業生アンケートについては全学のフォーマットに基づき毎年実施している。卒業生からは「レポートの作成方法」を学びたかったという意見があり、学部として「法学基礎演習」において指導を深めてゆくこととした。	A		
		44 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。					
		45 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。	・履修要覧 ・シラバス ・PROGテスト報告会資料	・法学部長が責任主体となり、法学部開講主体の科目についてはシラバスのチェックを行い、教育内容・方法等について検証を加えているところである。 ・PROGテスト報告会を開催し、学生のジェネリックスキルについて測定し、学生の特徴を踏まえた上で教育を展開している。	A		

(5) 学生の受け入れ

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方針	改善時期		
1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	46 アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各学部、学科において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A	※1と同様			
		47 アドミッションポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。	・ホームページ ・入試要項 ・履修要覧	法律学科のアドミッション・ポリシーには、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。第1部法律学科で設置している3つの履修モデルコースに沿ったポリシーを設定している。					
		48 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・ホームページ	全学部・全学科において、大学ホームページにて公表している。					
2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学選抜の実施	49 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・入試要項 ・履修要覧 ・ホームページ ・入試制度検討委員会資料 ・全学入試委員会資料 ・学部教授会資料 ・外部者による入試分析会資料	現在の、各入試方法や募集人員、選考方法が適切に設定されているかについては、例年2月～5月に入試制度検討委員会で検証を行うとともに、次年度の入試動向については外部者による分析を参考にしながら適切に行っている。全学の入試委員会で提供される情報を参考に学部として適切に行っている。また、アドミッション・ポリシーに則り、各入試方法や募集人員、選考方法が設定されているかについては、入試制度検討委員会、教授会において審議・検討を行っている。	A	※1と同様			
		50 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。						学生募集、入学選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また責任所在を明確にしているか。	学長を本部長とした「東洋大学入学試験実施本部」の下、「入学試験実施管理本部」等の体制を構築して入学試験を適切に実施している。
		51 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。							
		52	入学選抜を行ううえで、障がいのある受験生に対し、障がいのない学生と公正に判定するための機会を提供しているか。	学長を本部長とした「東洋大学入学試験実施本部」の下、「入学試験実施管理本部」等の体制において、障がいのある受験生からの申告を受ける環境を整えており、その後受験時には、障がいの状況に応じた試験環境(時間延長、支援者の介添、点字対応、特別試験教室の用意など)を整えるなど、公平な受験機会を確保している。					
		53							
3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 <学士課程> ・入学定員に対する入学学生数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応	54 学科における過去5年の入学定員に対する入学学生数比率の平均が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。	・全学入試委員会資料 ・外部者による入試分析会配付資料 ・法学部入試制度検討委員会資料	定員管理については、平成27年度より収容定員の見直しを行い、適切な規模に応じて各学部・学科の定員を改正するとともに、毎年の入学学生数の策定においては、過年度データ等を活用しながら、受入者数の適正化に努めている。	A	※1と同様			
		55 学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。						適切な定員管理により定員の超過または未充足というような事態は生じていない。例年、6月頃にその年の入試結果を基に第三者評価として入試分析講演会を実施し、次年度に向けた適正な自己点検・自己評価の機会を設けている。	
		56 編入学定員を設けている場合、編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。							
		57 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。							
		58 定員超過または未充足について、原因調査と改善策の立案を行っているか。★							
4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	59 アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の3つのポリシーも見直すこととしている。	A	※1と同様			
		60 学生募集および入学選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・なし	年間を通して入試部が現状を分析し、翌年度入試に向けた検討事項を各学部提案している。これに基づき、各学科入試委員を中心とした各学部入試委員会で検討を行い、その検討結果を集約した上で、学長ならびに各学部長を主たる構成員とする全学入試委員会で年2回の検討・決定を行っており、定期的な検証を行っている。					
		61 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。	・全学入試委員会資料 ・入試制度検討委員会資料 ・教授会議事録	平成27年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項として「学生の入学、(中略)関する事項」が定められており、全学入試委員会の方針を受けて、入試制度検討委員会において学生受入の適切性について審議を行い、教授会において審議を行っている。					

(6)教員・教員組織

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部等の教員組織の編制に関する方針 (各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示	62 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「教員採用の基本方針」 ・「教員資格審査基準」	全学の「教員採用の基本方針」及び「教員資格審査基準」を定めるとともに、各学部で、学長との協議の上、内規等を定めて基準を明確にしている。	A	※1と同様	
		63 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・なし	全学委員会のほか、学部内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。			
		64 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	・法学部教員組織の編成方針 ・法学部各種委員一覧	教員の編成方針では、【教育研究上の目的】、【必要教員数】、【教員構成】、【主要授業科目の担当】、【教員の募集・採用・昇格】、【教育内容の改善のための組織的な研修等】という項目すべてについて方針を定めている。			
		65 学部、各学科の個性、特色を發揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。	・法学部教員組織の編成方針 ・法学部各種委員一覧	法学部の委員会については、毎年度末に次年度の委員会組織等について明文化し、教授会において審議し、かつ構成員に周知している。また、検討・検証内容によっては、複数の委員会を拡大委員会として合同開催し、責任の共有をはかっている。			
		66 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。	・なし				
2)教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	○大学全体及び学部等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 ○学士課程における基盤教育の運営体制	67 学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。	・教員組織表	充足結果については、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、学部より学長に報告を行っている。	A	※1と同様	
		68 学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。	・法学部教員組織の編成方針	年齢構成については、20代、30代の教員が少ないが、これは専門教育を担当する教員の割合が多いためである。教授割合 60.6%であり、教授割合は5割を超えている。			
		69 学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。	・なし				
		70 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。					
		71 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。					
3)教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	72 教員の募集・採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・「職員の任免及び職務規則」 ・「教員資格審査委員会規程」 ・「教員人事補充事務手続き概略フロー」	「職員の任免及び職務規則」及び「教員資格審査委員会規程」に手続きは明確にされている。また、プロセスについても「教員人事補充事務手続き概略フロー」及び「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」に明示されている。毎年度末に、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、当該年度の結果と次年度以降の計画を確認することで、各学部の人事が、適切に行われるようにしている。	A	※1と同様	
		73 教員の募集・採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	・「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」				
4)ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。	○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	74 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	高等教育推進センター主催による新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、平成28年度より「教員活動評価」制度を導入し、教員の教育・研究活動を中心とした自己点検・評価を実施している。	A	※1と同様	
		75 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	・教員評価アンケート	法学部では「教員活動評価」を毎年実施しており、活性化につなげている。			
		76 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。					
5)教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	77 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。	・人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 ・人事に関する学長ヒアリング資料	人事構想・将来構想委員会において次年度人事の採用枠等の検討が行われ、その結果を教授会で審議している。つぎに、教授会の審議結果を基に次年度採用に関わる学長ヒアリングを行い学長と協議を行っている。当該年度末に採用枠について、人事構想・将来構想委員会、資格審査委員会で学部長が報告を行い、その結果を教授会で説明しており適切性は確保されている。	A		

(11)その他

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	78	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html	2012年度カリキュラムより法学部独自の1年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として明治36(1903)年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている。	A		
	国際化	79	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・ロンドン大学協定書 ・学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/ ・シラバス 2017年度(ToyoNet-G掲載)	・基盤教育(一般教養の科目)では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目10単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的(留学、資格取得等の希望)に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムI/IIとして卒業単位の認定している。さらに、英語以外にも初習外国語も履修させることで多角的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。 ・専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムではInternational Law A/B, Fundamental Concepts of International PoliticsA/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International RelationsA/Bを他学科開放科目として開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。 ・H25年度より国際インターンシップを実施。国際連合訓練調査研究所広島事務所において、外国人スタッフの研修プログラムの準備や助手、通訳等を実習内容とする。H26年度より、学部科目「インターンシップ」で、単位認定している。	A		
	キャリア教育	80	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス 2017年度(ToyoNet-G掲載) ・学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/	・法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目に①キャリアプランニング②インターンシップ③公務員基礎法④公共政策と法(公務員対策)⑤総合憲法(公務員対策)⑥法学特論A(法学検定対策)⑦キャリアデザイン(就職対策)⑧特殊講義IID(土地家屋調査士 寄附講座)を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。	A		
2) 学部・学科独自の評価項目①	(独自に設定してください)	81	(独自に設定してください)					
3) 学部・学科独自の評価項目②	(独自に設定してください)	82	(独自に設定してください)					
4) 学部・学科独自の評価項目③	(独自に設定してください)	83	(独自に設定してください)					

平成30(2018)年度

学部

東洋大学 自己点検・評価(学科フォーム)

部門名 : 法学部 第1部企業法学科

(1)理念・目的

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・学科の目的を適切に設定しているか。	○学部、学科又は課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と学部・学科の目的の連関性	※1 学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・「法学部規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を、学部規程に適切に定めている。	※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないことと、第3期認証評価の評価項目を踏まえ、点検評価項目の見直しを図ったが、この項目における影響はないと判断し、毎年の自己点検・評価は実施しないこととする。(平成29年9月14日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。		
		2 学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。					
		3 学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。					
		4 学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。					
2) 大学の理念・目的及び学部の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	○学部、学科又は課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部の目的等の周知及び公表	5 教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・履修要覧 ・ホームページ	各学部・学科において、「教育研究上の目的」を、「履修要覧」及びホームページにて公表している。			
		6 学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。					
		7 受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
3) 大学の理念・目的、各学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定	8 大学の理念・目的を踏まえ、各学部における目的等を実現していくため、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	・法学部法律学科 中長期計画 ・中長期計画フィードバックコメント ・その他()	平成29年度より全学的な方針の下、各学部の中長期計画を策定し、平成35年度までの到達目標とその計画を明確に定めている。また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、理念目的の実現に向けた教育プログラムの企画と実行を進めている。			
		9 各学部の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。	・法学部企業法学科 中長期計画 ・法学部予算委員会資料 ・法学部教授会議事録	教授会において承認された中期計画・中期目標の方針に従い、法学部内委員会において予算化を行う際に毎年度、適正性を検証している。執行部会が各種委員会に検証を指示している。			
4) 大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	○教育組織としての適切な検証体制の構築	10 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・カリキュラム検討委員会 ・入試制度委員会 ・法学部教授会議事録	アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについては、執行部が中心となり、アドミッションポリシーは入試制度委員会で、カリキュラムポリシーおよびディプロマポリシーについてはカリキュラム検討委員会においてまず検証を行っている。平成29年度は法学部自己点検・評価委員会において検証を行った。教授会では関連する議案の審議において検証している。	A		
		11 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	・法学部教授会議事録	平成27年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の2「教授会は、当該学部の運営に関する次の事項を審議する」事項として「教育研究上の目的に関する事項」が定められており、法学部ではカリキュラム改訂の際に、教育研究上の目的の検証も行っている。また、毎年の自己点検・評価を行う際にも検証を実施している。	A		

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表	12 教育目標を明示しているか。	・「法学部規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を学部規程に適切に定めている。	A	※1と同様	
		13 ディプロマ・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。			
		14 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	法的思考能力の涵養等を教育目標にしており、それを具体化、敷衍したした内容をディプロマポリシーに定めており、整合していることが認められる。	A		
		15 ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	ディプロマ・ポリシーには、「(1)民法、商法をはじめとする私法分野の法律科目の学習に重点を置きつつ、法的関連科目の学習を通して、法的専門知識を学習します。これにより、社会における数々の法的紛争に関する論点を的確に把握し、法に基づいて公平・正義にかなった解決ができ得る法的素養、いわゆるリーガルマインドを修得することができます。 (2)①経営の基礎を理解に資する科目、②グローバル化・国際社会の理解に資する科目、③スポーツビジネスを通して法の理解に資する科目のいずれかの学習を通して、企業人としてのキャリア開発に資する応用事例分析・対応能力を身につけることができます。」と、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が具体的に明示されている。	A		
2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性	16 カリキュラム・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。	A	※1と同様	
		17 カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要な具体的な方針が示されているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	カリキュラムポリシーでは、法を学び、リーガルマインドを身につけた学生が国際社会において期待される役割を果たせることを目標としている。(1)コミュニケーション能力の重視、(2)基礎理論・原理の徹底、(3)法の相互間の理解、(4)実社会・実務に役立つ法運用能力の修得を明示している。そのために必要な法律系科目の配置、企業活動に深く関わる法制度の理解をめざす科目の配置することを明記している。さらには、経営の基礎に関する科目、グローバル化・国際化に資する科目を配置することを明文化している。その上で、カリキュラム上の教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態、必修・選択必修・選択の別、単位数の設定の基となる、教育課程に対する編成方針、実施方針を具体的に明示している。			
		18 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	ディプロマ・ポリシーについては、法的関連科目を修得すること、グローバル社会への対応、経営の基礎に関する能力の修得といった目標を掲げており、カリキュラム・ポリシーと整合していることが認められる。	A		
3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各学部において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定(＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、基盤教育と専門教育の適切な配置等)	19 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ ・授業時間割表	必修科目や選択必修科目など、教育上主要と認められる科目をすべて開講している。 法学部では、カリキュラム・マップや科目ナンバリングを確認し、授業科目の順次性・体系性や、教養教育と専門科目の位置づけが明確になるように工夫している。	A		
		20 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。					
		21 授業科目の位置づけ(必修、選択等)に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。					
		22 専門教育への導入に関する配慮(初年次教育、導入教育の実施等)を行っているか。					
		23 基盤教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。卒業、履修の要件は適切にバランスよく設定されているか。	・履修要覧	1年次、必修科目として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、初年次教育、導入期教育を適切に行っている。 2年次から履修できる「教養演習」は語学、健康科学といった基盤教育分野を、3年次から履修できる「専門演習」は法学・政治学といった専門科目をゼミナール形式で学習するといった位置づけになっている。 カリキュラムポリシーには、講義科目と演習科目により思考力の訓練を行うとあり、学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる。	A		
		24 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。					
		25 学科の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために、キャリア教育等必要な教育を正課内に適切に配置しているか。また必要な正課外教育が適切に施されているか。	・履修要覧				
26 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。	・履修要覧 ・ホームページ ・卒業判定教授会議事録 ・教授会資料	「インターンシップ」への参加、学部主催の就職内定者による面接相談会の実施、就職キャリア支援部が実施する各種セミナーへの参加促進等を行っている。就職キャリア支援部が実施するイベントは教授会等で教員に周知している。イベント情報は、ガールーンにアップロードし、教員がいつでもアクセス可能であり、情報共有している。	A				
27 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。							

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期	
4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<p>○各学部において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <p>・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)</p> <p>・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)</p> <p>・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</p> <p><学士課程></p> <p>・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</p> <p>・適切な履修指導の実施</p>	28	単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学学生等も含む)。	・履修要覧	全学部・学科において、1年間の履修登録科目の上限を、50単位未満に設定し、学部規程に規定している(卒業要件外の科目を除く)。	※1と同様		
		29	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料、点検結果報告書 ・「授業評価アンケート」資料	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。			
		30	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。					
		31	学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、施設・設備の利用など)を行っているか。	・授業時間割表 ・各年度科目担当者一覧表	法学部では、学習指導室、共同研究室を配置し、学生が主体的学習ができるように配慮をしている。また、必修科目では、150名前後になるように複数コースを設定している。演習(セミナー)においても適切な履修者数になっている。	A		
		32	履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学習に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。	・ToyoNet-G Webシステム ・新入生オリエンテーションスケジュール	・新入生には、オリエンテーション期間、授業開始後5月の昼休み時間に専任教員が履修指導を行っている。各教員のオフィスアワーについては教員プロフィールにも明記し、Webで確認することが出来る。学生が相談を受けやすい環境を整えている。	A		
		33	学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。	・全学FD講演会 ・法学部FD学習会 ・ToyoNet-Ace	法学部としてはFD学習会、法学基礎演習担当者会議等により学生が主体的に学習を行う取り組みを行っている。学科レベルでは、「法学基礎演習」「専門演習」等により学生が主体的な取り組みをもって法的素養を身につけることができるようになっている。	B	平成30年度「法学基礎演習」でルーブリックの活用を実施した。実施後、FD学習会を開催し、学科全体への浸透を図った。平成31年度は法学基礎演習を対象にルーブリックを本格導入する。	平成31年度は、法学基礎演習以外の科目でも実施する。
34	カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。							
5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <p>・単位制度の趣旨に基づく単位認定</p> <p>・既修得単位の適切な認定</p> <p>・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</p> <p>・卒業・修了要件の明示</p> <p>・学位授与に係る責任体制及び手続の明示</p> <p>・適切な学位授与</p>	35	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。		シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。	※1と同様		
		36	海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学者を除く)。	・東洋大学学則	学則において60単位まで認定できることを定めており、各学部教授会で審議の上で単位認定を行っている。			
		37	成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。	・シラバス ・ToyoNet-G科目別成績分布	シラバスに学習到達目標を明示し、シラバス点検を行い、その適切性を担保している。「法学入門」、「法学基礎演習」では担当者間で会議を行い情報の共有を行っているが、ルーブリックの活用や成績状況の把握については教員個人のレベルに留まっている。	B	平成30年度「法学基礎演習」でルーブリックの活用を実施した。実施後、FD学習会を開催し、学科全体への浸透を図った。平成31年度は法学基礎演習を対象にルーブリックを本格導入する。	平成31年度は、法学基礎演習以外の科目でも実施する。
		38	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・履修要覧	卒業要件は、学部規程に規定し、履修要覧にて全学生に明示している。また、新入生には履修ガイダンスと併せて、履修指導を行っており、卒業要件については十分に説明している。		※1と同様	
		39	ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・履修要覧 ・ホームページ ・卒業判定教授会議事録	ディプロマ・ポリシーの内容と対応について、基盤教育科目(28単位)および専門科目(72単位)、加えて学生の将来の進路に応じた単位の取得により、外国語コミュニケーション科目を修得し、幅広い教養を持ちかつ法的思考能力を兼ね備えた人材の育成に適切に合致している。平成27年4月1日に改正された教授会規程第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べた事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。学位の授与については「履修要覧」に卒業に必要な単位数124単位を掲載し、明示している。法学部では毎年3月、9月に卒業判定教授会を開催し、学生の卒業および学位授与の可否について審議し、決定している。	A		
		40	学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。					

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
6)学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 ○学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取	41 学科として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・履修要覧 ・ホームページ ・卒業判定教授会議事録	ディプロマ・ポリシーの内容と対応について、基盤教育科目(28単位)および専門科目(72単位)、加えて学生の将来の進路に応じた単位の取得により、外国語コミュニケーション科目を修得し、幅広い教養を持ちかつ法的思考能力を兼ね備えた人材の育成に適切に合致している。 平成27年4月1日に改正された教授会規程第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。 学位の授与については「履修要覧」に卒業に必要な単位数124単位を掲載し、明示している。法学部では毎年3月、9月に卒業判定教授会を開催し、学生の卒業および学位授与の可否について審議し、決定している。	A		
		42 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。					
7)教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	43 カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。	・卒業生アンケート ・法学検定試験結果	企業法学科では、カリキュラム検討委員会が主体となって、学生の学修成果の測定のために、法律に関しては法学検定試験、語学に関してはTOEIC、学業全体に関しては成績優秀者や資格取得・検定合格者の学部長表彰を活用している。さらに2013年からはGPA制度を導入し、学習成果の評価指標として経年的な測定に用いる見通しである。 法学検定試験とTOEICに関しては、受験料を補助することで学生の受験促進をはかっている。なお、法学検定の結果はゼミ教員に通知されて指導を受ける形となっており、またTOEICの結果は英語科目の成績に反映したり次年度の英語科目のコース分けに用いたりして、学生の勉学意欲を高める工夫をしている。こうした努力の結果、2018年度学生現役3級合格ランキング(学生3級合格者の所属する学校上位ランキング)で、東洋大学が「全国第1位」となった。4回連続で1位という実績をあげることができている。 卒業生アンケートについては全学のフォーマットに基づき毎年実施している。卒業生からは「レポートの作成方法を学びたかった」という意見があり、学部として「法学基礎演習」において指導を深めてゆくこととした。	A		
		44 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。					
		45 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。	・履修要覧 ・シラバス ・PROGテスト報告会資料	・法学部長が責任主体となり、法学部開講主体の科目についてはシラバスのチェックを行い、教育内容・方法等について検証を加えているところである。 ・PROGテスト報告会を開催し、学生のジェネリックスキルについて測定し、学生の特徴を踏まえた上で教育を展開している。	A		

(5) 学生の受け入れ

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期		
1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	46 アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各学部、学科において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A	※1と同様			
		47 アドミッションポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。	・ホームページ ・入試要項 ・履修要覧	企業法学科のアドミッション・ポリシーには、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。第1部企業法学科で設置している3つの履修モデルコースに沿ったポリシーを設定している。					
		48 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・ホームページ	全学部・全学科において、大学ホームページにて公表している。					
2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学選抜の実施	49 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・入試要項 ・履修要覧 ・ホームページ ・入試制度検討委員会資料 ・全学入試委員会資料 ・学部教授会資料 ・外部者による入試分析会資料	現在の、各入試方法や募集人員、選考方法が適切に設定されているかについては、例年2月～5月に入試制度検討委員会で検証を行うとともに、次年度の入試動向については外部者による分析を参考にしながら適切に行っている。全学の入試委員会にて提供される情報を参考に学部として適切に行っている。また、アドミッション・ポリシーに則り、各入試方法や募集人員、選考方法が設定されているかについては、入試制度検討委員会、教授会において審議・検討を行っている。	A	※1と同様			
		50 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。						・入試制度検討委員会資料	
		51 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。						・学部教授会資料	
		52 学生募集、入学選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また責任所在を明確にしているか。						・入学試験実施本部体制	学長を本部長とした「東洋大学入学試験実施本部」の下、「入学試験実施管理本部」等の体制を構築して入学試験を適切に実施している。
		53 入学選抜を行ううえで、障がいのある受験生に対し、障がいのない学生と公正に判定するための機会を提供しているか。							学長を本部長とした「東洋大学入学試験実施本部」の下、「入学試験実施管理本部」等の体制において、障がいのある受験生からの申告を受ける環境を整えており、その後受験時には、障がいの状況に応じた試験環境(時間延長、支援者の介添、点字対応、特別試験教室の用意など)を整えるなど、公平な受験機会を確保している。
3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ＜学士課程＞ ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応	54 学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。		定員管理については、平成27年度より収容定員の見直しを行い、適切な規模に応じて各学部・学科の定員を改正するとともに、毎年の入学者数の策定においては、過年度データ等を活用しながら、受入者数の適正化に努めている。	A	※1と同様			
		55 学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。							
		56 編入学定員を設けている場合、編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。							
		57 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。							
58 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。★	・全学入試委員会資料 ・外部者による入試分析会配付資料 ・法学部入試制度検討委員会資料	適切な定員管理により定員の超過または未充足というような事態は生じていない。例年、6月頃にその年の入試結果を基に第三者評価として入試分析講演会を実施し、次年度に向けた適正な自己点検・自己評価の機会を設けている。							
4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	59 アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の3つのポリシーも見直すこととしている。	A	※1と同様			
		60 学生募集および入学選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・なし	年間を通して入試部が現状を分析し、翌年度入試に向けた検討事項を各学部にて提案している。これに基づき、各学科入試委員を中心とした各学部入試委員会で検討を行い、その検討結果を集約した上で、学長ならびに各学部長を主たる構成員とする全学入試委員会にて2回の検討・決定を行っており、定期的な検証を行っている。					
		61 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。	・全学入試委員会資料 ・入試制度検討委員会資料 ・教授会議事録	平成27年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項として「学生の入学、(中略)に関する事項」が定められており、全学入試委員会の方針を受けて、入試制度検討委員会において学生受入の適切性について審議を行い、教授会において審議を行っている。					

(6)教員・教員組織

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部等の教員組織の編制に関する方針 (各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示	62 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「教員採用の基本方針」 ・「教員資格審査基準」	全学の「教員採用の基本方針」及び「教員資格審査基準」を定めるとともに、各学部で、学長との協議の上、内規等を定めて基準を明確にしている。	A	※1と同様	
		63 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・なし	全学委員会のほか、学部内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。			
		64 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	・法学部教員組織の編成方針 ・法学部各種委員一覧	教員の編成方針では、【教育研究上の目的】、【必要教員数】、【教員構成】、【主要授業科目の担当】、【教員の募集・採用・昇格】、【教育内容の改善のための組織的な研修等】という項目すべてについて方針を定めている。 法学部の委員会については、毎年度末に次年度の委員会組織等について明文化し、教授会において審議し、かつ構成員に周知している。 また、検討・検証内容によっては、複数の委員会を拡大委員会として合同開催し、責任の共有をはかっている。			
		65 学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。					
		66 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。					
2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	○大学全体及び学部等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 ○学士課程における基盤教育の運営体制	67 学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。	・教員組織表	充足結果については、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、学部より学長に報告を行っている。	A	※1と同様	
		68 学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。	・法学部教員組織の編成方針	年齢構成については、20代、30代の教員が少ないが、専門教育を担当する教員の割合が多いためである。 教授割合 62.1%であり、教授割合は5割を超えている。			
		69 学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。					
		70 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。					
		71 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・なし	専任・非常勤を問わず、資格審査委員会及び教授会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。			
3) 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	72 教員の募集・採用・昇格に関する手続を明確にしているか。	・「職員の任免及び職務規則」 ・「教員資格審査委員会規程」 ・「教員人事補充事務手続き概略フロー」	「職員の任免及び職務規則」及び「教員資格審査委員会規程」に手続きは明確にされている。また、プロセスについても「教員人事補充事務手続き概略フロー」及び「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」に明示されている。 毎年度末に、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、当該年度の結果と次年度以降の計画を確認することで、各学部の人事が、適切に行われるようにしている。	A	※1と同様	
		73 教員の募集・採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	・「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」				
4) ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。	○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	74 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	高等教育推進センター主催による新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、平成28年度より「教員活動評価」制度を導入し、教員の教育・研究活動を中心とした自己点検・評価を実施している。	A	※1と同様	
		75 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。					
		76 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。	・教員評価アンケート	法学部では「教員活動評価」を毎年実施しており、活性化につなげている。			
5) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	77 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。	・人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 ・人事に関する学長ヒアリング資料	人事構想・将来構想委員会において次年度人事の採用枠等の検討が行われ、その結果を教授会で審議している。つぎに、教授会の審議結果を基に次年度採用に関わる学長ヒアリングを行い学長と協議を行っている。当該年度末に採用枠について、人事構想・将来構想委員会、資格審査委員会で学部長が報告を行い、その結果を教授会で説明しており適切性は確保されている。	A		

(11)その他

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	78	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html	2012年度カリキュラムより法学部独自の1年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として明治36(1903)年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている。	A		
	国際化	79	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・ロンドン大学協定書 ・学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/ ・シラバス 2017年度 (ToyoNet-G掲載)	・基盤教育(一般教養的科目)では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目10単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的(留学、資格取得等の希望)に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位の認定している。さらに、英語以外にも初習外国語も履修させることで多角的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。 ・専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムではInternational Law A/B, Fundamental Concepts of International Politics A/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International Relations A/Bを他学科開放科目として開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。 ・H25年度より国際インターンシップを実施。国際連合訓練調査研究所広島事務所に於いて、外国人スタッフの研修プログラムの準備や助手、通訳等を実習内容とする。H26年度より、学部科目「インターンシップ」で、単位認定している。	A		
	キャリア教育	80	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス 2017年度 (ToyoNet-G掲載) ・学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/	・法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目に①キャリアプランニング②インターンシップ③公務員基礎法④公共政策と法(公務員対策)⑤総合憲法(公務員対策)⑥法学特論A(法学検定対策)⑦キャリアデザイン(就職対策)⑧特殊講義ⅡD(土地家屋調査士 寄附講座)を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。	A		
2) 学部・学科独自の評価項目①	(独自に設定してください)	81	(独自に設定してください)					
3) 学部・学科独自の評価項目②	(独自に設定してください)	82	(独自に設定してください)					
4) 学部・学科独自の評価項目③	(独自に設定してください)	83	(独自に設定してください)					

平成30(2018)年度

学部

東洋大学 自己点検・評価(学科フォーム)

部門名 : 法学部 第2部法律学科

(1)理念・目的

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期			
1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部の目的を適切に設定しているか。	○学部、学科又は課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と学部・学科の目的の連関性	※1 学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・「法学部規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を、学部規程に適切に定めている。	※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないことと、第3期認証評価の評価項目を踏まえ、点検評価項目の見直しを図ったが、この項目における影響はないと判断し、毎年の自己点検・評価は実施しないこととする。(平成29年9月14日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。					
		2 学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。								
		3 学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。								
		4 学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。								
2) 大学の理念・目的及び学部の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	○学部、学科又は課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示	5 教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・履修要覧 ・ホームページ	各学部・学科において、「教育研究上の目的」を、「履修要覧」及びホームページにて公表している。						
		6 学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。								
	○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部の目的等の周知及び公表	7 受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。								
3) 大学の理念・目的、各学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定	8 大学の理念・目的を踏まえ、各学部における目的等を実現していくため、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	・法学部法律学科 中長期計画 ・中長期計画フィードバックコメント ・その他()	平成29年度より全学的な方針の下、各学科の中長期計画を策定し、平成35年度までの到達目標とその計画を明確に定めている。また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、理念目的の実現に向けた教育プログラムの企画と実行を進めている。						
		9 各学部の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。	・法学部法律学科 中長期計画 ・法学部予算委員会資料 ・法学部教授会議事録	教授会において承認された中期計画・中期目標の方針に従い、法学部内委員会において予算化を行う際に毎年度、適切性を検証している。7月に教授会で全学の方針に基づき、学部の基本方針を審議した後、執行部が各種委員会に検証を指示している。						
4) 大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか	○教育組織としての適切な検証体制の構築	10 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・カリキュラム検討委員会 ・入試制度委員会 ・法学部教授会議事録	アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについては、執行部が中心となり、アドミッションポリシーは入試制度委員会、カリキュラムポリシーおよびディプロマポリシーについてはカリキュラム検討委員会においてまず検証を行っている。教授会では関連する議案の審議において検証している。				A		
		11 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	・法学部教授会議事録	平成27年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の2「教授会は、当該学部の運営に関する次の事項を審議する」事項として「教育研究上の目的に関する事項」が定められており、法学部ではカリキュラム改訂の際に、教育研究上の目的の検証も行っている。また、毎年の自己点検・評価を行う際にも検証を実施している。				A		

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期	
1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表	12 教育目標を明示しているか。	・「法学部規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を学部規程に適切に定めている。	A	※1と同様		
		13 ディプロマ・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。				
		14 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	法的思考能力の涵養等を教育目標にしており、それを具体化、敷衍したした内容をディプロマ・ポリシーに定めており、整合していることが認められる。	A			
		15 ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	ディプロマ・ポリシーには、「法的知識の修得という点では、公法、私法のいずれに偏ることもなく全体を幅広くカバーし、自らの希望する進路に応じ、いわゆる基本六法、そして必要とされる法的関連科目に関する専門知識を修得した学生を輩出します。リーガルマインドの涵養という点では、社会における多様な法的な紛争に対してその問題点を的確に把握し、法に基づいて公平で正義になつた解決を提示できる能力を修得した人材を輩出します。グローバル化社会への対応という点では、各国で法制度は異なれども、すべての根底にある法の支配の観念に基づき、国際社会において自らコミュニケーションを図り、法律問題に対処できる能力を修得した学生を輩出します。また、社会の一員として自律性や協調性を大事にしつつ、豊かな法的素養を活かして世の中に貢献できる人材を輩出します。」と明示し、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が具体的に明示している。	A			
2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	16 カリキュラム・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。	A	※1と同様		
		17 カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	カリキュラム・ポリシーでは、法知識を身につけ、実社会・実務に役立つ法解釈・運用能力を身につけること、またグローバル化社会で活躍する人材の養成について謳っている。そのために必要な法律系科目の配置、外国語コミュニケーション科目の配置、外国の法制度を理解する科目、政治状況を理解する科目を配置することを明記している。その上で、カリキュラム上の教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態、必修・選択必修・選択の別、単位数の設定の基となる、教育課程に対する編成方針、実施方針が具体的に明示している				
		18 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	ディプロマ・ポリシーについては、基本六法および法的関連科目を修得すること、グローバル社会での対応という観点からは、根底にある法の支配の観念に基づき、国際社会において自らコミュニケーションを図り、法律問題に対処できる能力を修得した人材を輩出するとあり、教育目標およびカリキュラム・ポリシーと整合していることが認められる。	A			
3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各学部において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定(＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、基盤教育と専門教育の適切な配置等)	19 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ ・授業時間割表	法律学科では、1年次に「法学入門」、「法学基礎演習」を配置し、これらの科目を通じて法を学ぶための基礎的スキルを身につけるとともに、誰もが初めて経験するであろう法学の世界へスムーズに導く。1年次に「憲法」、「民法」、「刑法」等の基幹科目を中心に必修科目として配置し、六法を中心とした法律系科目を初歩から学ぶとともに、関連周辺領域の科目を多数設置することで、幅広い分野の知識を身につけることができるようバランス良く配置をしている。必修科目、選択必修など、教育上主要と認められる科目をすべて開講している。 法学部では、カリキュラム・マップや科目ナンバリングを確認し、授業科目の順次性・体系性や、教養教育と専門科目の位置づけが明確になるように工夫している。 イブニングコースでは、社会人学生や1日2時間開講という限られた時間割の中で柔軟に効率よく学習できるように科目の配当学年を工夫している。	A			
		20 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。						
		21 授業科目の位置づけ(必修、選択等)に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。						
		22 専門教育への導入に関する配慮(初年次教育、導入教育の実施等)を行っているか。						
		23 基盤教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。卒業、履修の要件は適切にバランスよく設定されているか。	・履修要覧	1年次、必修科目として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、初年次教育、導入期教育を適切に行っている。 2年次から履修できる「教養演習」は語学、健康科学といった基盤教育分野を、「専門演習」は法学・政治学といった専門科目をゼミナール形式で学習するといった位置づけになっている。 カリキュラム・ポリシーには、講義科目と演習科目により思考力の訓練を行うとあり、学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる。	A			
		24 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。	・履修要覧	25 学科の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために、キャリア教育等必要な教育を正課内に適切に配置しているか。また必要な正課外教育が適切に施されているか。	キャリア関連科目として「キャリアプランニング」、「キャリアデザイン」、「インターンシップ」等の科目を配置している。公務員を希望する学生が多い法律学科では、「公務員基礎法」、「公共政策と法」といった公務員受験を意識した法的思考力の涵養をサポートしている。 法学部では、法的思考力の客観的測定の機会を学生に与えるため「法学検定試験」の団体試験会場・関連科目開講を設定している。	A		
		26 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。						
27 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。	・履修要覧 ・ホームページ ・卒業判定教授会議事録 ・教授会資料	「インターンシップ」への参加、学部主催の就職内定者による面接相談会の実施、就職キャリア支援部が実施する各種セミナーへの参加促進等を行っている。就職キャリア支援部が実施するイベントは教授会等で教員に周知している。イベント情報は、ガールーンにアップロードし、教員がいつでもアクセス可能であり、情報共有している。		A				

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期	
4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<p>○各学部において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等) ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・適切な履修指導の実施 	28	単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学生等も含む)。	・履修要覧	全学部・学科において、1年間の履修登録科目の上限を、50単位未満に設定し、学部規程に規定している(卒業要件外の科目を除く)。	※1と同様		
		29	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料、点検結果報告書 ・「授業評価アンケート」資料	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。			
		30	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。					
		31	学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、施設・設備の利用など)を行っているか。	・授業時間割表 ・各年度科目担当者一覧表	法学部では、学習指導室、共同研究室を配置し、学生が主体的学習ができるように配慮をしている。また、必修科目では、150名前後になるように複数コースを設定している。演習(セミナー)においても適切な履修者数になっている。	A		
		32	履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学習に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。	・ToyoNet-G Webシステム ・新入生オリエンテーションスケジュール	・新入生には、オリエンテーション期間、授業開始後5月の昼休み時間に専任教員が履修指導を行っている。各教員のオフィスアワーについては教員プロフィールにも明記し、Webで確認することが出来る。学生が相談を受けやすい環境を整えている。	A		
		33	学生の学習を活性化し、教育的質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。	・全学FD講演会 ・法学部FD学習会 ・ToyoNet-Ace	法学部としてはFD学習会、法学基礎演習担当者会議等により学生が主体的に学習を行う取り組みを行っているが、学科レベルでは行っておらず、教員個人の実施レベルに止まっている。	A		
		34	カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。					
5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 	35	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。		シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。	※1と同様		
		36	海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学生を除く)。	・東洋大学学則	学則において60単位まで認定できることを定めており、各学部教授会で審議の上で単位認定を行っている。			
		37	成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。	・シラバス ・ToyoNet-G科目別成績分布	シラバスに学習到達目標を明示し、シラバス点検を行い、その適切性を担保している。「法学入門」、「法学基礎演習」では担当者間で会議を行い情報の共有を行っている。ルーブリックの活用や成績状況の把握については教員個人のレベルに留まっている。	A		
		38	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・履修要覧	卒業要件は、学部規程に規定し、履修要覧にて全学生に明示している。また、新入生には履修ガイドンスと併せて、履修指導を行っており、卒業要件については十分に説明している。		※1と同様	
		39	ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・履修要覧 ・ホームページ ・卒業判定教授会議事録	ディプロマ・ポリシーの内容と対応について、基盤教育科目(28単位)および専門科目(72単位)、加えて学生の将来の進路に応じた単位の取得により、外国語コミュニケーション科目を修得し、幅広い教養を持ちかつ法的思考能力を兼ね備えた人材の育成に適切に合致している。平成27年4月1日に改正された教授会規程第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。学位の授与については「履修要覧」に卒業に必要な単位数124単位を掲載し、明示している。法学部では毎年3月、9月に卒業判定教授会を開催し、学生の卒業および学位授与の可否について審議し、決定している。	A		
		40	学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。					

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</p> <p>○学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>《学習成果の測定方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 	41 学科として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・履修要覧 ・ホームページ ・卒業判定教授会議事録 	<p>ディプロマ・ポリシーの内容と対応について、基盤教育科目(28単位)および専門科目(72単位)、加えて学生の将来の進路に応じた単位の取得により、外国語コミュニケーション科目を修得し、幅広い教養を持ちかつ法的思考能力を兼ね備えた人材の育成に適切に合致している。</p> <p>平成27年4月1日に改正された教授会規程第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。</p> <p>学位の授与については「履修要覧」に卒業に必要な単位数124単位を掲載し、明示している。法学部では毎年3月、9月に卒業判定教授会を開催し、学生の卒業および学位授与の可否について審議し、決定している。</p>	A		
		42 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。					
7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価</p> <p>・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	43 カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生アンケート ・法学検定試験結果 	<p>法学部では、学生の学修成果の測定のために、法律に関しては法学検定試験、語学に関してはTOEIC、学業全体に関しては成績優秀者や資格取得・検定合格者の学部長表彰を活用している。さらに2013年からはGPA制度を導入し、学習成果の評価指標として経年的な測定に用いる見通しである。</p> <p>法学検定試験とTOEICに関しては、受験料を補助することで学生の受験促進をはかっている。なお、法学検定の結果はゼミ教員に通知されて指導を受ける形となっており、またTOEICの結果は英語科目の成績に反映したり次年度の英語科目のコース分けに用いたりして、学生の勉学意欲を高める工夫をしている。こうした努力の結果、2018年度学生現役3級合格ランキング(学生3級合格者の所属する学校上位ランキング)で、東洋大学が「全国第1位」となった。4回連続で1位という実績をあげることができている。</p> <p>卒業時アンケートについては全学のフォーマットに基づき毎年実施している。卒業生からは「レポートの作成方法」を学びたかったという意見があり、学部として「法学基礎演習」において指導を深めてゆくこととした。</p>	A		
		44 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。					
		45 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。					

(5) 学生の受け入れ

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期	
1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	46 アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各学部、学科において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A	※1と同様		
		47 アドミッションポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。	・ホームページ ・入試要項 ・履修要覧	法律学科のアドミッション・ポリシーには、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。第1部法律学科で設置している3つの履修モデルコースに沿ったポリシーを設定している。				
		48 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・ホームページ	全学部・全学科において、大学ホームページにて公表している。				
2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学選抜の実施	49 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・入試要項 ・履修要覧	現在の、各入試方法や募集人員、選考方法が適切に設定されているかについては、例年2月～5月に入試制度検討委員会で検証を行うとともに、次年度の入試動向については外部者による分析を参考にしながら適切に行っている。全学の入試委員会で提供される情報を参考に学部として適切に行っている。また、アドミッション・ポリシーに則り、各入試方法や募集人員、選考方法が設定されているかについては、入試制度検討委員会、教授会において審議・検討を行っている。	A	※1と同様		
		50 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	・ホームページ ・入試制度検討委員会資料 ・全学入試委員会資料 ・学部教授会資料 ・外部者による入試分析会資料					
		51 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。						
		52 学生募集、入学選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また責任所在を明確にしているか。	・入学試験実施本部体制					学長を本部長とした「東洋大学入学試験実施本部」の下、「入学試験実施管理本部」等の体制を構築して入学試験を適切に実施している。
		53 入学選抜を行ううえで、障がいのある受験生に対し、障がいのない学生と公正に判定するための機会を提供しているか。						学長を本部長とした「東洋大学入学試験実施本部」の下、「入学試験実施管理本部」等の体制において、障がいのある受験生からの申告を受ける環境を整えており、その後受験時には、障がいの状況に応じた試験環境(時間延長、支援者の介添、点字対応、特別試験教室の用意など)を整えるなど、公平な受験機会を確保している。
3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 <学士課程> ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応	54 学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。		定員管理については、平成27年度より収容定員の見直しを行い、適切な規模に応じて各学部・学科の定員を改正するとともに、毎年の入学者数の策定においては、過年度データ等を活用しながら、受入者数の適正化に努めている。	A	※1と同様		
		55 学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。						
		56 編入学定員を設けている場合、編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。						
		57 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。						
		58 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。★	・全学入試委員会資料 ・外部者による入試分析会配付資料 ・法学部入試制度検討委員会資料					適切な定員管理により定員の超過または未充足というような事態は生じていない。例年、6月頃にその年の入試結果を基に第三者評価として入試分析講演会を実施し、次年度に向けた適正な自己点検・自己評価の機会を設けている。
4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	59 アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の3つのポリシーも見直すこととしている。	A	※1と同様		
		60 学生募集および入学選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・なし	年間を通して入試部が現状を分析し、翌年度入試に向けた検討事項を各学部に提案している。これに基づき、各学科入試委員を中心とした各学部入試委員会で検討を行い、その検討結果を集約した上で、学長ならびに各学部長を主たる構成員とする全学入試委員会で年2回の検討・決定を行っており、定期的な検証を行っている。				
		61 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。	・全学入試委員会資料 ・入試制度検討委員会資料 ・教授会議事録	平成27年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べらるべき事項を審議する」事項として「学生の入学、(中略)に関する事項」が定められており、全学入試委員会の方針を受けて、入試制度検討委員会において学生受入の適切性について審議を行い、教授会において審議を行っている。				

(6)教員・教員組織

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部等の教員組織の編制に関する方針 (各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示	62 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「教員採用の基本方針」 ・「教員資格審査基準」	全学の「教員採用の基本方針」及び「教員資格審査基準」を定めるとともに、各学部で、学長との協議の上、内規等を定めて基準を明確にしている。	/	※1と同様	
		63 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・なし	全学委員会のほか、学部内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。			
		64 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	・法学部教員組織の編成方針 ・法学部各種委員一覧	教員の編成方針では、【教育研究上の目的】、【必要教員数】、【教員構成】、【主要授業科目の担当】、【教員の募集・採用・昇格】、【教育内容の改善のための組織的な研修等】という項目すべてについて方針を定めている。	A		
		65 学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。	法学部の委員会については、毎年度末に次年度の委員会組織等について明文化し、教授会において審議し、かつ構成員に周知している。 また、検討・検証内容によっては、複数の委員会を拡大委員会として合同開催し、責任の共有をはかっている。				
66 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。							
2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	○大学全体及び学部等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 ○学士課程における基盤教育の運営体制	67 学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。	・教員組織表	充足結果については、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、学部より学長に報告を行っている。	/	※1と同様	
		68 学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。	・法学部教員組織の編成方針	年齢構成については、20代、30代の教員が少ないが、専門教育を担当する教員の割合が多いためである。 教授割合 60.6%であり、教授割合は5割を超えている。			
		69 学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。					
		70 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。					
		71 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・なし	専任・非常勤を問わず、資格審査委員会及び教授会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。	/	※1と同様	
3) 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	72 教員の募集・採用・昇格に関する手続を明確にしているか。	・「職員の任免及び職務規則」 ・「教員資格審査委員会規程」 ・「教員人事補充事務手続き概略フロー」 ・「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」	「職員の任免及び職務規則」及び「教員資格審査委員会規程」に手続は明確にされている。また、プロセスについても「教員人事補充事務手続き概略フロー」及び「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」に明示されている。 毎年度末に、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、当該年度の結果と次年度以降の計画を確認することで、各学部の人事が、適切に行われるようにしている。	/	※1と同様	
		73 教員の募集・採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。					
4) ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。	○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	74 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	高等教育推進センター主催による新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、平成28年度より「教員活動評価」制度を導入し、教員の教育・研究活動を中心とした自己点検・評価を実施している。	/	※1と同様	
		75 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。					
		76 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。	・教員評価アンケート	法学部では「教員活動評価」を毎年実施しており、活性化につなげている。	A		
5) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	77 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。	・人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 ・人事に関する学長ヒアリング資料	人事構想・将来構想委員会において次年度人事の採用枠等の検討が行われ、その結果を教授会で審議している。つぎに、教授会の審議結果を基に次年度採用に関わる学長ヒアリングを行い学長と協議を行っている。当該年度末に採用枠について、人事構想・将来構想委員会、資格審査委員会で学部長が報告を行い、その結果を教授会で説明しており適切性は確保されている。	A		

(11)その他

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	78 教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html	2012年度カリキュラムより法学部独自の1年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として明治36(1903)年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている。	A		
	国際化	79 教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・ロンドン大学協定書 ・学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/ ・シラバス 2017年度 (ToyoNet-G掲載)	・基盤教育(一般教養的科目)では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目10単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的(留学、資格取得等の希望)に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位に認定している。さらに、英語以外にも初習外国語も履修させることで多角的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。 ・専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムではInternational Law A/B, Fundamental Concepts of International Politics A/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International Relations A/Bを他学科開放科目として開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。	A		
	キャリア教育	80 教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス 2017年度 (ToyoNet-G掲載) ・学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/	・法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目(1・2部相互聴講科目)に①キャリアプランニング②公務員基礎法③公共政策と法(公務員対策)④総合憲法(公務員対策)⑤法学特論A(法学検定対策)⑥キャリアデザイン(就職対策)⑦特殊講義IID(土地家屋調査士 寄附講座)を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。	A		
2) 学部・学科独自の評価項目①	(独自に設定してください)	81 (独自に設定してください)					
3) 学部・学科独自の評価項目②	(独自に設定してください)	82 (独自に設定してください)					
4) 学部・学科独自の評価項目③	(独自に設定してください)	83 (独自に設定してください)					

平成30(2018)年度

学部

東洋大学 自己点検・評価(学科フォーム)

部門名 : 法学部 通信教育部法律学科

(1)理念・目的

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・学部の目的を適切に設定しているか。	○学部、学科又は課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と学部・学科の目的の連関性	※1 学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・「法学部規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を、学部規程に適切に定めている。	※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないこと、第3期認証評価の評価項目を踏まえ、点検評価項目の見直しを図ったが、この項目における影響はないと判断し、毎年の自己点検・評価は実施しないこととする。(平成29年9月14日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。		
		2 学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。					
		3 学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。					
		4 学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。					
2) 大学の理念・目的及び学部の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	○学部、学科又は課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部の目的等の周知及び公表	5 教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・履修要覧 ・ホームページ	各学部・学科において、「教育研究上の目的」を、「履修要覧」及びホームページにて公表している。			
		6 学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。					
		7 受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
3) 大学の理念・目的、各学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定	8 大学の理念・目的を踏まえ、各学部における目的等を実現していくため、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	・法学部法律学科 中長期計画 ・中長期計画フィードバックコメント ・その他()	平成29年度より全学的な方針の下、各学部の中長期計画を策定し、平成35年度までの到達目標とその計画を明確に定めている。また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、理念目的の実現に向けた教育プログラムの企画と実行を進めている。			
		9 各学部の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。	・法学部法律学科 中長期計画 ・法学部予算委員会資料 ・法学部教授会議事録	教授会において承認された中期計画・中期目標の方針に従い、法学部内委員会において予算化を行う際に毎年度8月に適正性を検証している。執行部会が通信教育委員会に検証を指示している。			
4) 大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか	○教育組織としての適切な検証体制の構築	10 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・カリキュラム検討委員会 ・入試制度委員会 ・法学部教授会議事録	アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについては、自己点検・評価委員会で検証作業を行っている。アドミッションポリシーについては平成30年度より募集停止のため検証作業を終了した。カリキュラムポリシーおよびディプロマポリシーについてはカリキュラム検討委員会においてまず検証を行っている。教授会では関連する議案の審議において検証している。	A		
		11 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織・権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	・法学部教授会議事録	平成27年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の2「教授会は、当該学部の運営に関する次の事項を審議する」事項として「教育研究上の目的に関する事項」が定められており、法学部ではカリキュラム改訂の際に、教育研究上の目的の検証も行なっている。また、毎年の自己点検・評価を行う際にも検証を実施している。	A		

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表	12 教育目標を明示しているか。	・「法学部規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を学部規程に適切に定めている。	/	※1と同様	
		13 ディプロマ・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。			
		14 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	法的思考能力の涵養等を教育目標にしており、それを具体化、敷衍したした内容をディプロマポリシーに定めており、整合しておることが認められる。	A		
		15 ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	ディプロマ・ポリシーに、「学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果」が具体的に明示されている。ホームページで公開している。	A		
2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	16 カリキュラム・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。	/	※1と同様	
		17 カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系的性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ	カリキュラム・ポリシーに、カリキュラム上の教育課程の体系的性や教育内容、科目区分、授業形態、必修・選択必修・選択の別、単位数の設定の基となる、教育課程に対する編成方針、実施方針が具体的に明示されている。			A
		18 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ		A		
3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各学部において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系的性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 (＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、基盤教育と専門教育の適切な配置等)	19 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	・「法学部規程」 ・履修要覧 ・ホームページ ・授業時間割表	法学部法律学科通信教育課程では、法を学び、リーガルマインドを身につけた学生が、日本社会にとどまらず、国際社会においても、役割を果たせるようになることを目標としている。そのため、本学科では、(1)対立する利益・価値観に謙虚に耳を傾け理解できること、(2)一方に偏らないバランス感覚を有すること、(3)公正さと客観性を備えた基準に基づき判断を示せるようになることをカリキュラム・ポリシーの軸に据えている。こうした能力の開発・涵養のために、本学科では体系的なカリキュラムを編成し、(1)法学の基礎の修得を目的とする導入科目、(2)いわゆる「六法」(※)を中心とした基幹科目、(3)現代的な法的課題の理解に不可欠な科目を開講しています。また、実務法律家を目指す社会人のほか、社会人が職務上直面する問題を意識した法実務に直結する科目も設置開講している。	A		
		20 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。					
		21 授業科目の位置づけ(必修、選択等)に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。					
		22 専門教育への導入に関する配慮(初年次教育、導入教育の実施等)を行っているか。					
		23 基盤教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。卒業、履修の要件は適切にバランスよく設定されているか。	・履修要覧	1年次、必修科目として「導入ゼミナール」「法学概論」を配置し、初年次教育、導入期教育を適切に行っている。カリキュラムポリシーには、講義科目と演習科目により思考力の訓練を行うとあり、学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる。	A		
		24 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。					
		○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施	25 学科の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために、キャリア教育等必要な教育を正課内に適切に配置しているか。また必要な正課外教育が適切に施されているか。	・履修要覧	通信学生の大半が社会人であることから、高大連携は現段階では該当しない。一方、初年次教育として、2012年度から「導入ゼミナール」(必修)を開講し、あわせてメディア授業を開講している。レポート作成や卒論作成のためのガイダンスを定期的に開催してきたほか(年間に複数回)、詳細な『学習の手引き』を配布している。	A	
26 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。							
27 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。	・履修要覧 ・ホームページ ・卒業判定教授会議事録 ・教授会資料		就職キャリア支援部が実施する各種セミナーへの参加促進等を行っている。就職キャリア支援部が実施するイベント等は学内掲示物等で確認できる。	A			

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期	
4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<p>○各学部において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <p>・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)</p> <p>・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)</p> <p>・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</p> <p><学士課程></p> <p>・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</p> <p>・適切な履修指導の実施</p>	28	単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学生等も含む)。	・履修要覧	全学部・学科において、1年間の履修登録科目の上限を、50単位未満に設定し、学部規程に規定している(卒業要件外の科目を除く)。	※1と同様		
		29	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料、点検結果報告書 ・「授業評価アンケート」資料	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。			
		30	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。					
		31	学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、施設・設備の利用など)を行っているか。	・授業時間割表 ・各年度科目担当者一覧表	法学部では、学習指導室、共同研究室を配置し、学生が主体的学習ができるように配慮をしている。	A		
		32	履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学習に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。	・ToyoNet-G Webシステム ・新入生オリエンテーションスケジュール	・各教員のオフィスアワーについては教員プロフィールにも明記し、Webで確認することが出来る。学生が相談を受けやすい環境を整えている。	A		
		33	学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。	・全学FD講演会 ・法学部FD学習会 ・ToyoNet-Ace	法学部としてはFD学習会、法学基礎演習担当者会議等により学生が主体的に学習を行う取り組みを行っており、通信教育課程の教育にも還元している。	A		
		34	カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。					
5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <p>・単位制度の趣旨に基づく単位認定</p> <p>・既修得単位の適切な認定</p> <p>・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</p> <p>・卒業・修了要件の明示</p> <p>・学位授与に係る責任体制及び手続の明示</p> <p>・適切な学位授与</p>	35	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。		シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。	※1と同様		
		36	海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学生を除く)。	・東洋大学学則	学則において60単位まで認定できることを定めており、各学部教授会で審議の上で単位認定を行っている。			
		37	成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。	・シラバス ・ToyoNet-G科目別成績分布	シラバスに学修到達目標を明示し、シラバス点検を行い、その適切性を担保している。また、通学課程に準じてルーブリックの活用や成績状況の把握を行っているが、教員個人の活動レベルに留まっている。	A		
		38	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・履修要覧	卒業要件は、学部規程に規定し、履修要覧にて全学生に明示している。また、新入生には履修ガイダンスと併せて、履修指導を行っており、卒業要件については十分に説明している。		※1と同様	
		39	ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・履修要覧99頁 ・ホームページ ・卒業判定教授会議事録	ディプロマ・ポリシーの内容と対応について、基盤教育科目(28単位)および専門科目(84単位)、加えて学生の将来の進路に応じた科目単位の取得により、幅広い教養を持ちかつ法的思考能力を兼ね備えることができる。本学科のディプロマ・ポリシーに適切に合致していると考えられる。平成27年4月1日に改正された教授会規程第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。通信教育の場合には、まず、通信教育委員会における卒業判定手続を経て、法学部教授会で審議を行っている。毎年3月、9月に卒業判定教授会を開催し、慎重に審議している。	A		
		40	学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。					

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</p> <p>○学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>《学習成果の測定方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 	41 学科として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・履修要覧 ・「授業評価アンケート」「東洋通信」2016年6月号、2017年6月号 	<ul style="list-style-type: none"> ・レポート課題、スクーリング時の試験、メディア授業に際しての確認テストなどにより、学生の学修成果を把握できる制度になっている。最終的には、単位認定試験(筆記・論文)により評価をしている。履修要覧には、課題作成上のアドバイスも記載しており、学生のレポート作成の指針にもなっている。 ・スクーリング開講科目においては、「授業評価アンケート」を実施している。アンケートの結果については各教員にフィードバックし、次年度スクーリング開講の際の参考にしている。 ・通信教育部の場合には、社会人学生が多くを占めており、卒業生アンケートについては実施していない。 	A		
		42 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。					
7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価</p> <p>・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	43 カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・履修要覧 ・シラバス 	<p>教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、学部内の執行部会、カリキュラム検討委員会において、随時検証を行っている。</p> <p>平成30年度募集停止になったため、今後通信教育課程のカリキュラム改定は行わない。</p> <p>・毎年度の履修要覧作成時、シラバス、学習のてびきを各教員へ依頼する際に、通信教育委員会において適切性について評価している。</p>	A		
		44 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。					
		45 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。					

(5) 学生の受け入れ

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期		
1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	46 アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各学部、学科において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A	※1と同様			
		47 アドミッションポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。	・ホームページ ・入試案内 ・募集要項 ・履修要覧	法律学科のアドミッション・ポリシーには、学部、学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。					
		48 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・ホームページ	全学部・全学科において、大学ホームページにて公表している。					
2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学選抜の実施	49 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・通信教育委員会資料	平成30年度入学学生の募集は停止しており、該当しない。本年度までは、法律学科長が書類点検を行い、形式的要件等を確認し、その後通信教育委員会で入学の許可決定を審議してきたところである。適切に運用がなされてきた。	A				
		50 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。							
		51 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。							
		52 学生募集、入学選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また責任所在を明確にしているか。						・入学試験実施本部体制	学長を本部長とした「東洋大学入学試験実施本部」の下、「入学試験実施管理本部」等の体制を構築して入学試験を適切に実施している。
		53 入学選抜を行ううえで、障がいのある受験生に対し、障がいのない学生と公正に判定するための機会を提供しているか。							学長を本部長とした「東洋大学入学試験実施本部」の下、「入学試験実施管理本部」等の体制において、障がいのある受験生からの申告を受ける環境を整えており、その後受験時には、障がいの状況に応じた試験環境(時間延長、支援者の介添、点字対応、特別試験教室の用意など)を整えるなど、公平な受験機会を確保している。
3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ＜学士課程＞ ・入学定員に対する入学数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応	54 学科における過去5年の入学定員に対する入学数比率の平均が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。	・通信教育委員会資料	定員管理については、平成27年度より収容定員の見直しを行い、適切な規模に応じて各学部・学科の定員を改正するとともに、毎年の入学数比率の策定においては、過年度データ等を活用しながら、受入者数の適正化に努めている。	A	※1と同様			
		55 学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。							
		56 編入学定員を設けている場合、編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。							
		57 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。							
		58 定員超過または未充足について、原因調査と改善策の立案を行っているか。★							
		59 アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。						・なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の3つのポリシーも見直すこととしている。
4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	60 学生募集および入学選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・なし	年間を通して入試部が現状を分析し、翌年度入試に向けた検討事項を各学部へ提案している。これに基づき、各学科入試委員会を中心とした各学部入試委員会で検討を行い、その検討結果を集約した上で、学長ならびに各学部長を主たる構成員とする全学入試委員会で年2回の検討・決定を行っており、定期的な検証を行っている。	A	※1と同様			
		61 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。	・通信教育委員会 ・教授会議事録	平成27年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項として「学生の入学、(中略)に関する事項」が定められており、通信教育学科長が主体となり通信教育委員会および教授会において学生受入の適切性について審議を行い、教授会において審議を行っている。					

(6)教員・教員組織

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部等の教員組織の編制に関する方針 (各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示	62 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「教員採用の基本方針」 ・「教員資格審査基準」	全学の「教員採用の基本方針」及び「教員資格審査基準」を定めるとともに、各学部で、学長との協議の上、内規等を定めて基準を明確にしている。	A	※1と同様	
		63 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・なし	全学委員会のほか、学部内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。			
		64 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	・法学部教員組織の編成方針 ・法学部各種委員一覧	教員の編成方針では、【教育研究上の目的】、【必要教員数】、【教員構成】、【主要授業科目の担当】、【教員の募集・採用・昇格】、【教育内容の改善のための組織的な研修等】という項目すべてについて方針を定めている。 法学部の委員会については、毎年度末に次年度の委員会組織等について明文化し、教授会において審議し、かつ構成員に周知している。 また、検討・検証内容によっては、複数の委員会を拡大委員会として合同開催し、責任の共有をはかっている。			
		65 学部、各学科の個性、特色を發揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。					
		66 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。					
2)教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	○大学全体及び学部等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 ○学士課程における基盤教育の運営体制	67 学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。	・教員組織表	充足結果については、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、学部より学長に報告を行っている。	A	※1と同様	
		68 学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。	・法学部教員組織の編成方針	通学課程に準じている。 年齢構成については、20代、30代の教員が少ないが、専門教育を担当する教員の割合が多いためである。 教授割合 60.6%であり、教授割合は5割を超えている。”			
		69 学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。					
		70 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。					
		71 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・なし	専任・非常勤を問わず、資格審査委員会及び教授会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。			
3)教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	○教員の職位(教授、准教授、助教)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	72 教員の募集・採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・「職員の任免及び職務規則」 ・「教員資格審査委員会規程」 ・「教員人事補充事務手続き概略フロー」 ・「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」	「職員の任免及び職務規則」及び「教員資格審査委員会規程」に手続きは明確にされている。また、プロセスについても「教員人事補充事務手続き概略フロー」及び「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」に明示されている。 毎年度末に、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、当該年度の結果と次年度以降の計画を確認することで、各学部の人事が、適切に行われるようにしている。	A	※1と同様	
		73 教員の募集・採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。					
4)ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。	○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	74 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	高等教育推進センター主催による新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、平成28年度より「教員活動評価」制度を導入し、教員の教育・研究活動を中心とした自己点検・評価を実施している。	A	※1と同様	
		75 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	・教員評価アンケート	法学部ではスキージング科目等で「教員活動評価」を毎年実施しており、活性化につなげている。			
		76 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。					
5)教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	77 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。	・人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録 ・人事に関する学長ヒアリング	人事構想・将来構想委員会において次年度人事の採用枠等の検討が行われ、その結果を教授会で審議している。つぎに、教授会の審議結果を基に次年度採用に関わる学長ヒアリングを行い学長と協議を行っている。当該年度末に採用枠について、人事構想・将来構想委員会、資格審査委員会で学部長が報告を行い、その結果を教授会で説明しており適切性は確保されている。	A		

(11)その他

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	78	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	履修要覧	通信教育部としては、従来の「哲学A/B」、「倫理学A/B」に加えて、2016カリキュラムより通年スクーリング科目として「宗教学ⅠA/B」、「宗教学ⅡA/B」、「井上円了と東洋大学A/B」を配置し、「ものの見方、考え方」を更に充実させる措置をとった。	A		
	国際化	79	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	履修要覧	・「ドイツ法」、「フランス法」、「国際政治学A/B」を配置し、国際的視野の涵養に配慮している。 ・海外留学や留学生の受入については通信教育部としては行っていない。	A		
	キャリア教育	80	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス 2017年度 (ToyoNet-G掲載) ・学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/	・通信教育部の学生は、すでに職を持っている者や卒業後に就労を目的としない者が多い。 ・学生の必要に応じて、就職キャリア支援センターを紹介している。	A		
2) 学部・学科独自の評価項目①	(独自に設定してください)	81	法学部としての教育の「質」の保障	・補助教材「東洋通信」 ・履修要覧	通信教育課程の通年スクーリングを第2部の授業科目を活用して行っている。通信教育の学生が通学課程の学生とが学び合える環境を提供している。 ・法学部長杯争奪法律討論会には通信教育課程の学生も参加でき、通学課程の学生と学習成果を主体的に発表できる場を整えている。	A		
3) 学部・学科独自の評価項目②	(独自に設定してください)	82	(独自に設定してください)					
4) 学部・学科独自の評価項目③	(独自に設定してください)	83	(独自に設定してください)					